

裁判所との協議

副会長 箭内 隆道 (53期)

主な担当業務：新進会員，研修，業務妨害，法教育，国際，男女共同参画，民事介入暴力，紛争解決，労働法制，三会医療，関弁連



副会長は「会長を補佐する」役職ですが（会則45条）、対外的な場には自分も会の代表との意識で勿論臨んでいます。ちなみに就任当初はコロナ情勢下でとにかく免疫力が落ちないようにと必要以上に食べていましたが、こんな姿ではいかんと後半はかなり減量もし、当会の顔と見られても恥ずかしくない所作も心がけております。

そういう見た目等の問題はともかく、これまで当会の対外的な活動に関与した状況について、内容の報告を含めて雑感を記させていただきます。

三会理事者会

原則として毎月1回、東京三会の会長副会長が三会で共有すべき課題を日弁連と関弁連も交えて協議します。今年度はコロナ対策が中心でしたが、裁判所対応（期日再開の申入れ、会員の声をいかに届けるか等）もこの席で継続的に協議していました。

司法協議会

東京管内の裁判所及び検察庁と東京三会及び関弁連が裁判運営上の課題等について協議する場で、本年度は第一回が10月、第二回はこの1月に予定されています。緊急事態宣言下での期日取消しやその後の事件の滞留等の問題についてここでも正面から意見交換しました。判決期日や和解期日も取消した裁判所の当時の考え方に対しても、弁護士会側から建設的な意見を述べたことで、「おそらく次にはそういうことにはならないだろう」と受け止められる回答を裁判所側から得られたなど、実のある協議ができたものと認識しています。

関東弁護士会連合会関係

担当副会長1名は同会の常務理事も兼務する慣行ですが、関弁連としての活動のみならず、三会理事者会の意義と同様に他の単位会と意見交換する場、更には他の全国の弁連を交えて情報交換する場として、関弁連の存在意義は大きいものだ実感しています。

上述の続きで裁判所対応の話をする、東京管内の裁判所及び検察庁と関弁連との協議会（法曹連絡協議会）がこの12月に行われ、その席でも再び緊急事態宣言がなされた場合の裁判期日の持ち方等に関わる協議が行われました。弁護士サイドとしては裁判所の業務継続計画の問題として組織的な協議もしたかったのですが、裁判所からは詰まるところ期日指定は司法行政というより各裁判体の判断の問題であるとの理解が示され、そうすると、今後も、弁護士会というより個々の弁護士が、事件の性質や具体的事情を元に期日維持について各裁判所と粘り強く交渉することが重要ということになり得ます。この点は心に留めていただけたらと思います。

また、近畿弁護士会連合会は11月に人権擁護大会をリアル開催され、私も来賓扱いで出席させていただきましたが、そういう儀礼的な意味合い以上に近畿の弁護士の方々の（今回は刑事弁護に関する）具体的な組織的取組みの工夫を知ることができたことが有意義でした。

他の単位会との交流

今年度は現時点までに大阪弁護士会との懇談会に臨みました。大阪では女性副会長クォータ制導入に関し当会より一足早く検討を開始しており、あるいは広報についても興味深い取組みをされていて、当会にも大いに参考になりました。それなりに懇親もでき大阪の方と親しくもなれ個人的に嬉しい機会でもありました。

その他

紙幅が尽きましたが、当会の幅広い活動を会員の皆さまに知っていただきたい気持ちは尽きません。国際団体・東京都・諸企業・他士業などと当会の関わりについて、私個人のSNS等でも適宜ご紹介していますが、これからもできる限りの情報紹介に努めていきたいと思っています。お気軽にお声がけください。